

災害時要援護者の避難支援プランとは？

風水害や地震などの災害に備え、高齢者や障がい者など要援護者の避難支援を的確に行うため、地域の支援体制の確立を目的とした、秋田市災害時要援護者の避難支援プランを平成22年3月に策定しました。



避難支援プランの基本的な考え方

平常時の地域での要援護者の実態把握と災害時における避難支援対策の考え方をまとめたものであり、このプランに基づき、要援護者一人ひとりの「個別避難支援プラン」を作成します。

災害時要援護者 次のいずれかに該当する居宅生活者で、同居家族等の支援だけでは自力避難が困難な者

- | | |
|--|--|
| ア: 要介護認定結果が要介護1以上のかた | エ: 療育手帳Aをお持ちのかた |
| イ: ひとり暮らし高齢者、高齢のみ世帯、日中独居・同居者
病弱の高齢者など | オ: 難病患者のうち、特定疾患医療受給者証をお持ちのかた |
| ウ: 身体障害者手帳をお持ちのかたのうち、
肢体不自由(1～2級)、聴覚・平衡機能障害(1～3級)、
視覚障害(1～3級)のかた | カ: 小児慢性特定疾患患者のうち、重症認定患者のかた |
| | キ: 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちのかた |
| | ク: その他市長が必要と認めるかた
(上記の基準に準ずる者、外国人、妊産婦、乳幼児等) |

災害時要援護者情報の収集と共有

支援が必要なかたのうち、同意が得られたかたを「避難支援対象者名簿」に登録し、地域の自主防災組織・町内会・民生委員と情報を共有します。

地域では、名簿に基づき、福祉災害マップ作成や情報伝達体制整備、個別避難支援プラン作成などの、避難支援体制づくりを行います。また、災害発生時には避難情報の伝達、避難誘導、安否確認など一連の避難支援を行います。

個別避難支援プランの作成

名簿に基づき、一人ひとりの個別避難支援プランを作成します。

だれが支援して、どこに避難させるか、避難時に注意する事項などを記載します

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ●氏名・住所・性別・生年月日・電話・番号など | ●利用している医療福祉サービスや服薬状況 |
| ●町内会名や担当民生委員名など | ●災害時に避難行動を支援するかたの氏名 |
| ●避難時にもっていく物や避難先で注意すること | ●避難場所・緊急時の連絡先等 |

情報伝達体制の整備

要援護者は避難行動に時間を要するため、避難勧告の発令に先立って、市で避難準備情報を発表します。市から自主防災組織、町内会等を通じて支援者や要援護者に情報を伝達する体制を整備します。

避難所における支援

避難所には相談窓口を置き、情報伝達や福祉サービスの継続に努めます。大災害時などには、事前に協定を結んだ福祉施設等に福祉避難所を設置します。

関係機関・団体との連携

災害時要援護者の避難支援のため、公(行政)・共(地域)・私(要援護者)のそれぞれの主体が役割分担し、連携して取り組みます。

お問い合わせ先

秋田市福祉総務課地域福祉推進室

TEL.018(866)2090 FAX.018(866)2417 [Eメール] ro-wfmn@city.akita.akita.jp

ホームページでもごらんになれます ● <http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/plan/community/EAplan.htm>

災害に備えた 支え合いの 地域づくり

みんなの力を
合わせて
ふだんからの
備えを



写真:
新城川はんらん
(H21.7)

写真:
日本海
中部地震
(S58.5)



災害では「自らの安全は、自らが守る。 自らの地域は自らが守る」が基本です!

地震大国の日本では、いつどこで地震が起こってもおかしくありません。また、豪雨による河川のはんらん、土砂災害、大雪による雪害など、地震に限らずさまざまな災害が起こっています。

地震や豪雨災害時には、高齢者や障がい者などが犠牲になることが増えています。

一方、近隣住民の手で、救助活動がいち早く行われたことで助かったかたも多く、「いざというときに最も頼りになり、助けになったのは近所の人たちだった」ということが教訓となっています。

災害に備え、まずは、自分や家族の防災対策、続いて、隣近所で声を掛け合って、地域の町内会や自主防災組織での防災体制づくりを進めることが必要です。その中で、高齢者や障がい者など、災害時に手助けが必要なかたの支援体制づくりを進め、地域の防災力を高めていきましょう。

平成22年3月 秋田市

災害への備えと地域の防災活動の支援を行います

「市」の取組

自主防災組織の支援

町内会単位に結成され、地域における防災活動を行う、自主防災組織の結成と活動を支援します。

防災ネットあきたで災害情報を提供

避難勧告・河川増水・大規模火災などの災害情報を、事前登録(無料)した方のパソコン・携帯電話へ市からメール配信します。

登録はこちらから(防災ネットあきた)

パソコン <http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/ds/system/default.htm>
 携帯電話 <http://www.city.akita.akita.jp/i/gn/ds/s/1.htm>

避難情報を地域にお知らせ

これまでの避難勧告に加え、大雨による河川の増水時などに新たに「避難準備情報」をお知らせします。高齢者や障がい者は避難するのに時間が必要なことから、通常の避難勧告より早く情報をお伝えします。

避難所での支援

避難所の指定や食糧・生活必需品等の備蓄を行います。災害時には、市は地域の指定避難所を開き、避難所の運営を行います。また、専用窓口を設置し、福祉サービスが必要な住民などの相談に対応します。

お問い合わせは、防災安全対策課

連絡先 TEL.018(866)2021・FAX.018(823)5099
 Eメール ro-gnds@city.akita.akita.jp

災害時に支援が必要なかたの名簿の作成、地域への提供

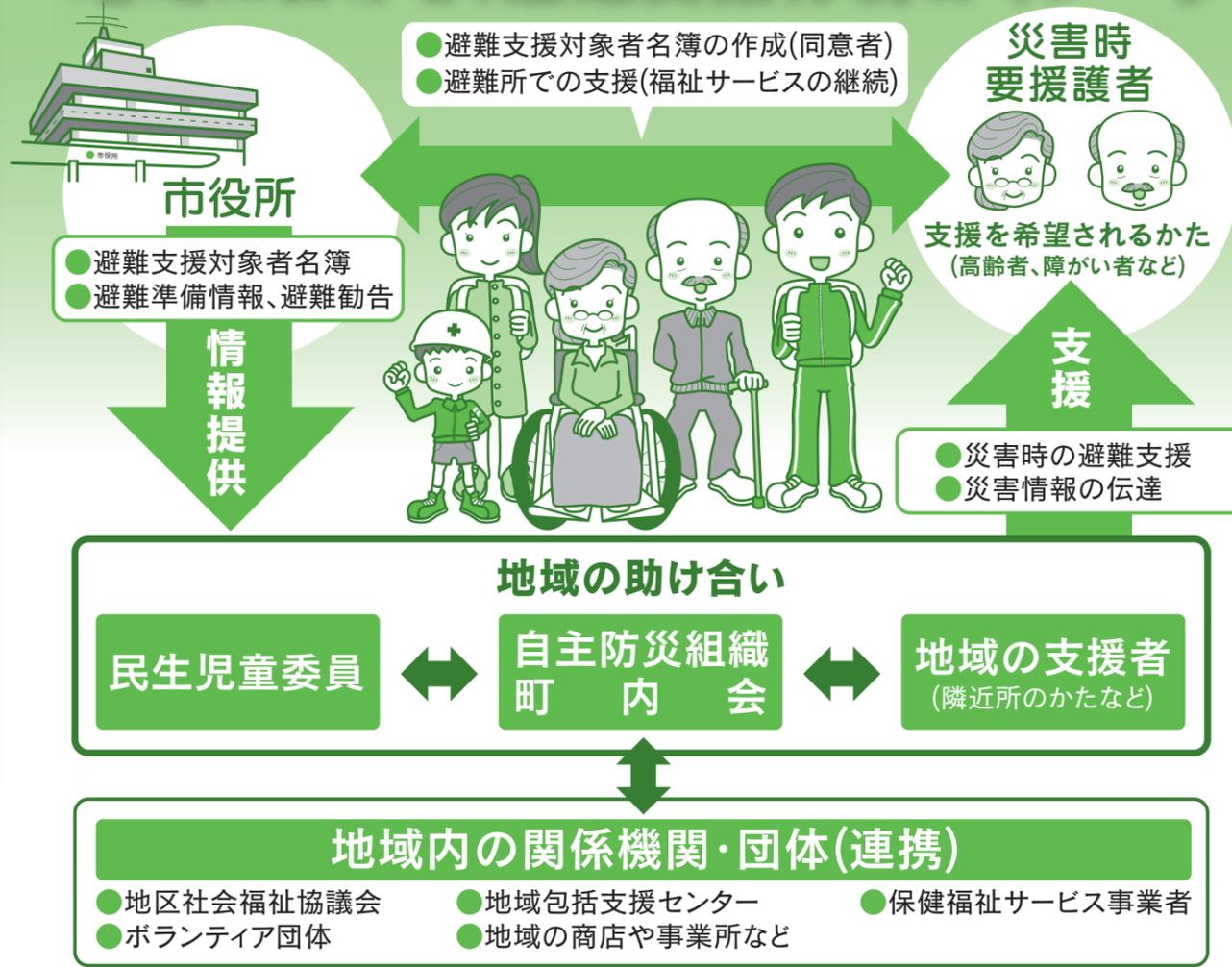
市では、在宅で生活している高齢者、障がい者のかたなどで、自分の力や家族の手助けだけでは避難判断や移動が難しく、地域の手助けが必要なかたの情報を、「避難支援対象者名簿」としてまとめ、地域に情報提供します。

おもに次のかたが対象となります

- 要介護状態の高齢者のかた
- ひとり暮らし高齢者、高齢のみの世帯のかたなど
- 肢体不自由、視覚障害や聴覚障害などの、障がいをお持ちのかた
- そのほかの障がいをお持ちのかたや難病にかかり療養中のかた
- ほかに、災害が起きた際の避難に何らかの手助けを希望するかた



地域における、避難支援体制のイメージ



日ごろからの良好な近所づきあいが防災への備えの第一歩

「私」の取組

地域住民一人ひとりが「自分でできること・できないこと」を明らかにし、「必要な支援」を周囲に周知しておく必要があります。また、日ごろから隣近所と交流し、良好なコミュニケーションを保つことが大切です。

まずは、自らの防災対策

- 住まいの防災対策…住宅の耐震化、家具の転倒防止、住宅用火災警報器の設置など
- 地域の避難場所やそこまでの避難ルートの確認
- 最低限の備蓄…3日分の食料と水
- 避難する際に持っていく物を非常持出袋に入れておくなど



近所のかたとの良好な関係づくり

- 地域で開催される行事や防災訓練などに参加し、地域と良好な関係をつくっておくことがなによりの防災対策です
- まずは、あいさつなど普段の近所づきあいと交流が第一歩です

地域ぐるみで災害に備えましょう

「地域」の取組

市から情報提供された「避難支援対象者名簿」を活用し、地域での避難支援体制づくりを進めます。地域住民を巻き込んだ体制づくりと取組の検証が大切です。



ポイント

- どんな災害が想定できるか、日中地域にどんな人がいるかなど、地域の特徴に合わせた備えが必要です!
- 風水害などは、事前準備ができるため、効果的な避難支援が可能です!

福祉災害マップで地域を把握

- 支援が必要なかたの家や危険な場所、避難場所など地図に印を付けます。
- 一時的な避難場所や避難ルートなどを地図上で確認します。

いざというときの連絡網を整備

- 災害時に支援が必要なかたに避難情報を伝える連絡網を整備します。
- 連絡網をもとに、避難情報伝達の訓練を行います。

地域みんなで避難訓練を実施

- マップをもとに、まち歩きを行い、危険箇所の点検や一時避難場所を確認します。
- 支援が必要なかたをまじえ、情報伝達も含めた避難訓練、防災訓練を実施します。

個人ごとのカルテ、「〇〇さんの災害時における避難支援」を作成

- 名簿をもとに対象者宅を訪問し、一人ひとりの身体状況や家庭状況に合わせた個別の避難計画を作成します。前もって、声かけや避難のお手伝いをするかたを決めておきます。

